

千代田区公式ツイッター運用ポリシー

平成24年8月23日
24千政広報発第68号
一部改正 平成25年3月1日
24千政広報発第193号

(目的)

第1条 このポリシーは、区がツイッター（Twitter）を、区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネットを利用し、140字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段
- (2) 公式ツイッター 千代田区が設置・運用するユーザー名から発信するツイッター
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名
- (4) ツイート ツイッターに文章を投稿する行為、および投稿された文章
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすること
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿すること
- (7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように、アカウントを登録すること

(運営主体)

第3条 公式ツイッターの運営主体は千代田区とし、アカウントの管理、ツイートの発信は、政策経営部広報広聴課が行う。

2 ユーザー名は、chiyoda_cityとする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 ツイッターで流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐために、運営主体として公式ツイッターのユーザー名を、千代田区ホームページに明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 本運用ポリシーで定めるアカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法等について、公式ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(掲載内容)

第6条 公式ツイッターでは、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 千代田区内で発生した地震や、大雨・暴風などの気象情報
- (2) 千代田区内で発生した災害情報

(3) その他、政策経営部広報広聴課長が適当と認めるもの

(リプライ、リツイート、およびフォローの制限)

第7条 公式ツイッターは、情報提供の手段として運用するため、原則として、区のツイートによる情報発信のみを行う。

2 リプライは原則行わない。ただし、国、東京都、他の地方公共団体及び千代田区の公益法人等が発信したツイートの、特に政策経営部広報広聴課長が必要と認めるものは、この限りでない。

3 他のユーザーが投稿した内容について、リツイート及びフォローは原則行わない。ただし、国、東京都、他の地方公共団体及び千代田区の公益法人等が発信したツイート及び開設したアカウントで、特に政策経営部広報広聴課長が必要と認めるものは、この限りでない。

(千代田区ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として千代田区ホームページのみとする。ただし、国、東京都、他の地方公共団体及び千代田区の公益法人等が開設したホームページで、特に政策経営部広報広聴課長が必要と認めるものは、この限りでない。

(その他)

第9条 その他、このポリシーの実施について必要な事項は、政策経営部広報広聴課長が、別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、平成24年8月23日から施行する。

附 則

この運用ポリシーは、平成25年3月1日から施行する。